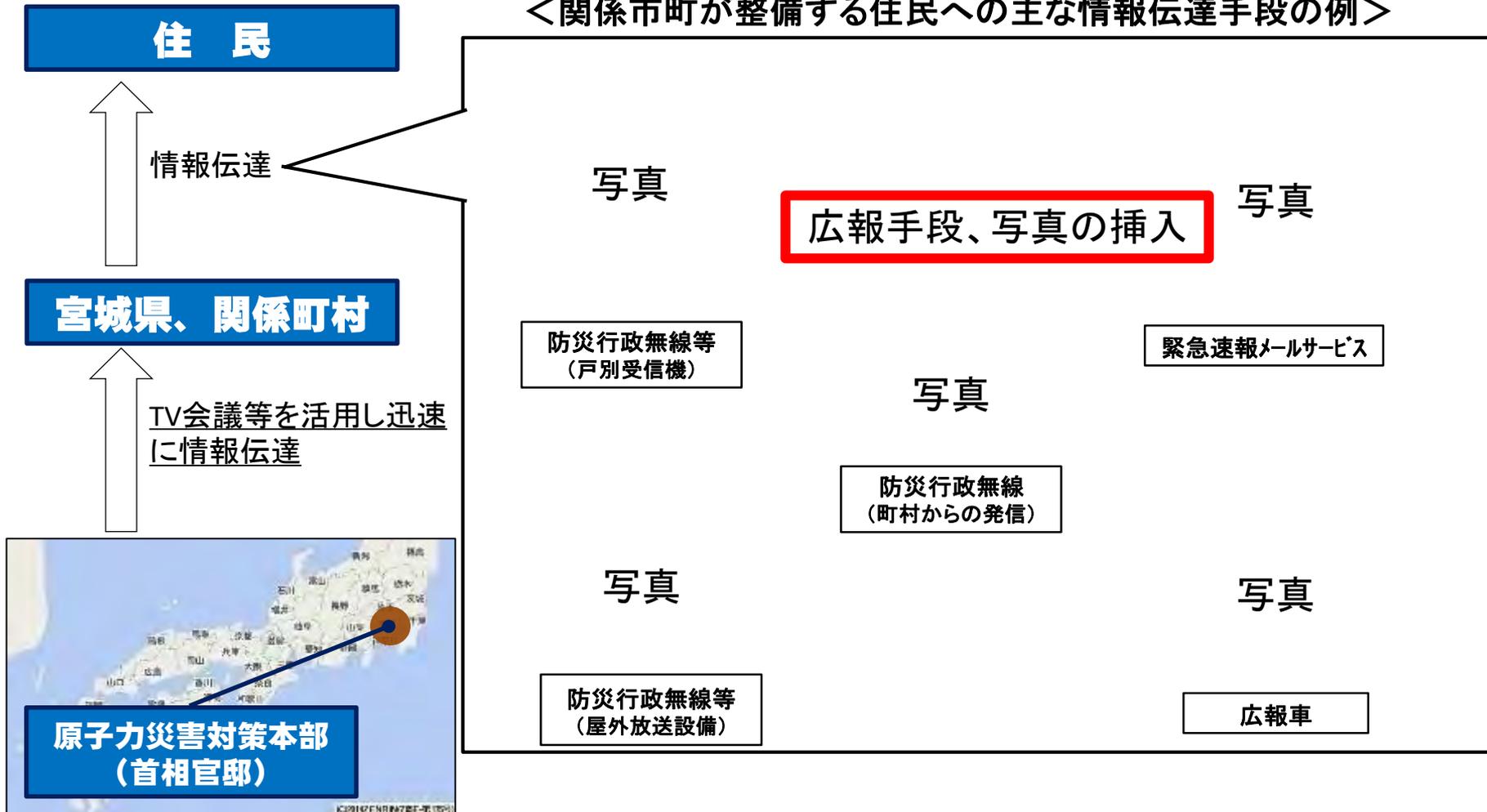


住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、宮城県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係町村は、**防災行政無線、広報車、有線放送(緊急告知放送)、防災FM、緊急速報メールサービス**等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞



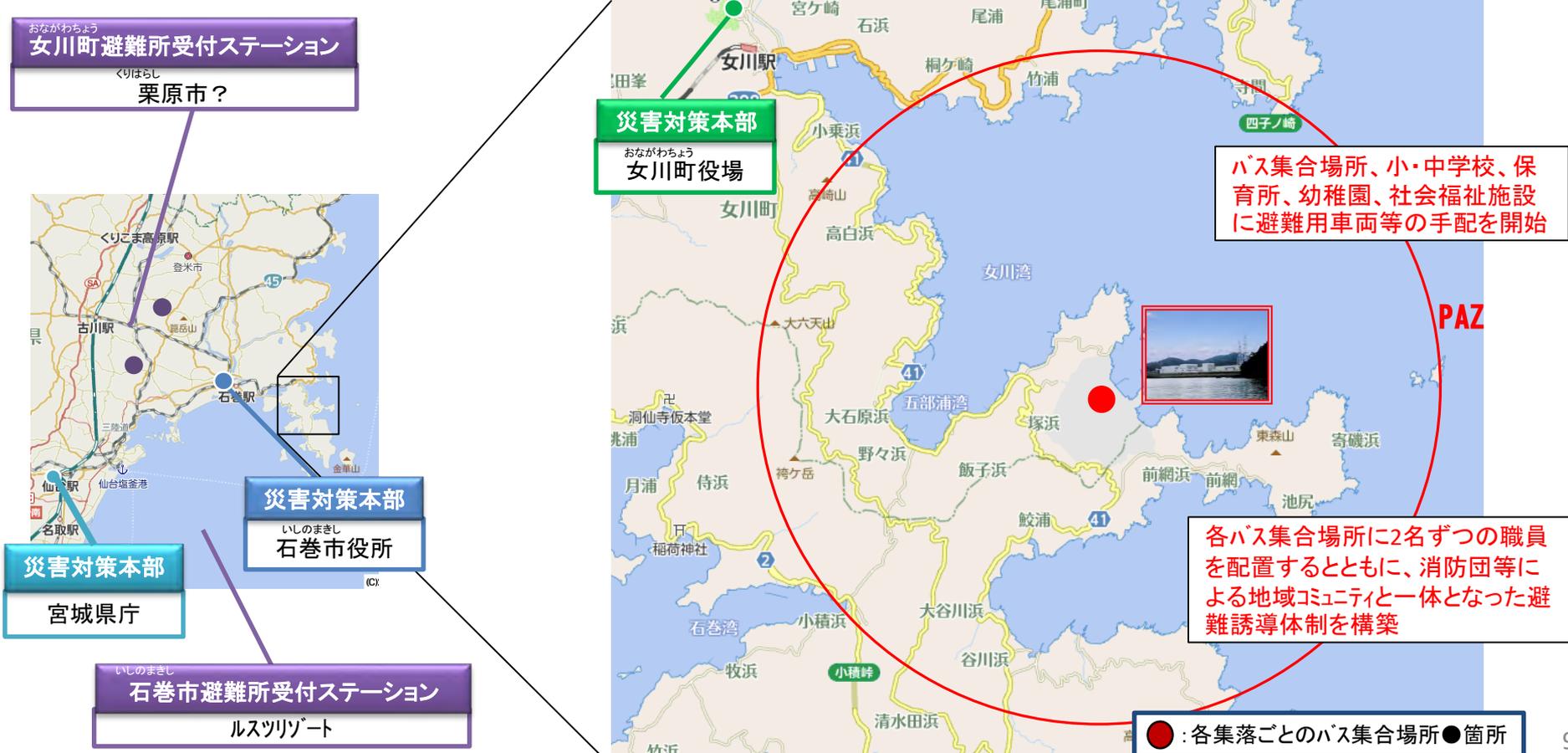
4. PAZ圏内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. PAZ圏内小・中学校、保育所、幼稚園の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送又は自施設(放射線防護施設)内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけると共に、バス集合場所、一時滞在場所、避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

宮城県及び女川町、石巻市における初動対応

- 宮城県は、警戒事態が発生した段階で、宮城県庁に災害対策本部を設置し、要員約●名が参集。
- 女川町及び石巻市は、警戒事態が発生した段階で、各役場、役所に災害対策本部を設置し、全職員(女川町約●名、石巻市約●●名)が参集。
- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、宮城県、女川町及び石巻市は、バス集合場所、小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各バス集合場所に速やかに配置し、バス集合場所の開設準備を開始。
- 女川町及び石巻市は、各集落の消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



住民への情報伝達

- 女川町は、有線放送(緊急告知放送)、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。石巻市は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各バス集合場所に派遣された女川町及び石巻市の職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、女川町及び石巻市と情報を共有。
- 消防団や住民自治組織(地域会・町内会)は、住民の避難等の状況を確認し、各バス集合場所に派遣された女川町及び石巻市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設への情報伝達は、女川町及び石巻市から実施。

